

枚方市環境影響評価条例（抜粋）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 技術指針（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 環境影響評価に関する手続等（第 8 条－第 28 条）
- 第 4 章 事後調査に関する手続等（第 29 条－第 33 条）
- 第 5 章 都市計画に定められる対象事業に関する特例（第 34 条・第 35 条）
- 第 6 章 環境影響評価審査会（第 36 条）
- 第 7 章 雑則（第 37 条－第 47 条）
- 附則

第 6 章 環境影響評価審査会

第 36 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境影響評価審査会を置く。

- 2 審査会は、環境影響評価等に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び答申し、並びに市長に意見を述べるものとする。
- 3 審査会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例（平成 24 年枚方市条例第 35 号）第 2 条から第 10 条までの規定を準用する。

第 7 章 雑則

（法等に基づく市長の意見の形成の手続）

第 42 条 市長は、次に掲げる意見を述べようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。

- (1) 環境影響評価法第 10 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定による意見
 - (2) 大阪府環境影響評価条例第 7 条又は第 16 条第 1 項の規定による意見
- 2 市長は、国又は他の地方公共団体に対して環境影響に係る評価に関する意見（前項各号に掲げる意見を除く。）を述べようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聴くことができる。